

決 定 書

再審查申立人 伊豆山タクシー株式会社

再審查被申立人 伊豆山タクシー労働組合

主 文

本件再審查申立てを却下する。

理 由

第1 事案の概要等

1 事案の概要

- (1) 本件は、再審查被申立人伊豆山タクシー労働組合(以下「組合」という。)が、①再審查申立人伊豆山タクシー株式会社(以下「会社」という。)が、組合のX 1 執行委員長及びX 2 副執行委員長(以下、両名を総称して「X 1 委員長ら」と呼称することがある。)を解雇したこと、②会社の代表取締役 Y 1(以下「Y 1 社長」という。)が、組合の組合員に対し、威圧的な発言をしたこと、③会社が、組合の申し入れた団体交渉を拒否したことが、それぞれ不当労働行為に該当するとして、平成19年7月27日(以下「平成」の元号を省略する。)、静岡県労働委員会(以下「静岡県労委」という。)に救済申立て(なお、同年12月27日、組合は、救済申立ての内容を一部追加・訂正した。)を行った事

件である。

(2) 本件において請求する救済内容要旨

- ア 解雇がなかったものとしての取扱い、バックペイ
- イ 支配介入の禁止
- ウ 誠実団体交渉応諾
- エ 謝罪文の掲示

2 初審命令要旨

初審静岡県労委は、20年12月14日付けで、前記1(1)の①ないし③はいずれも不当労働行為に該当するとして、X1委員長らの解雇がなかったものとしての取扱い及びバックペイ、支配介入の禁止、誠実団体交渉応諾並びにポストノーティスを命じる命令を発し、同命令は、同年12月18日、両当事者に交付された。

3 再審査申立ての要旨

会社は、21年1月5日、前記初審命令を不服として、その取消しを求めて、当委員会に再審査を申し立てた。

第2 当委員会の判断

1 本件再審査申立ての経過の概要

(1) 本件再審査申立てを受け、当委員会は、21年1月16日、会社及び組合あてに、本件に係る手続を開始する旨及び同月30日までに主張等の提出など所要の手続をとることを求める「調査開始通知書」等を送付した。

(2) これに対し、同年1月28日、組合からは「答弁書」等が提出されたが、会社からは、提出期限である同月30日を過ぎても、一切提出されなかつた。

当委員会は、早期提出を促すため、2月初めごろ、会社に架電したが、電話に出た者はいなかつた。

当委員会は、その後も会社に架電したが、電話に出た者はいなかった。

(3) 同年2月5日付け静岡新聞朝刊において、「伊豆山タクシー廃業」「従業員全員を解雇」との見出しで、「(会社)が4日までに、中部運輸局に廃業届を出し、パート、正社員を含む20人あまりの従業員全員を解雇していたことが分かった」とする報道がなされた。

なお、会社の事業廃止届は同年2月3日付けで中部運輸局静岡運輸支局により受理されているが、同年7月23日現在、会社の商業登記は閉鎖されていない。

(4) 同年2月6日、当委員会は、会社に対して、本件に関し、主張等の提出など必要な手続が行われていないので、早急に提出するなど所要の手続を行うべきこと、また、事情を確認したいので、至急連絡を要請する旨の文書を、配達記録郵便で送付したが、同文書は、同月17日、受取人不在により、当委員会に返送された。当委員会は、その後、同年5月26日(Y1社長の自宅あて)、同年7月7日(会社及びY1社長の自宅あて)及び同月30日(商業登記簿に記載されたY1社長の居所あて)、上記と同様の趣旨を記した文書を配達証明郵便で送付したが、いずれも、郵便事業会社から「受取人不在のため配達できず、保管期間満了後再度配達を試みたが、不在のため配達できなかつたので返送する」旨のメモがはり付けられて、当委員会に返送された。

(5) 同年5月18日付けで、組合は、①同年2月4日、組合員全員が解雇されたこと、②X1委員長らはY1社長の自宅を訪問したが、全く応答がなかつたこと、などを記した「報告書」を当委員会に提出した。

2 当委員会の判断

(1) 前記1のとおり、当委員会は、会社及び会社の代表者であるY1社長に対して、再三にわたって、電話や郵便による連絡を試み、また、関係者等への問合せ等を行ったが、配達証明郵便はその都度返送され、会社及び会社の代表者からの連絡はなされないままであり、再審査申立

人(会社及び Y 1 社長)の所在は明らかでないといわざるを得ない。会社は、商業登記上は従前のまま存続しているものの、中部運輸局静岡運輸支局に事業廃止届を提出しているうえ、上記のように会社及び会社の代表者等の所在が不明となっており、再審査に必要な手続が一切行われないまま、当委員会からの連絡等が全く行えない状態が半年以上継続し、今後、このような状態が改善される兆しないし見通しはない。

(2) 以上のような事情のもとでは、再審査申立人は、再審査申立ての意思をそのまま維持しているとは認められず、その意思を放棄したものと認められる。

したがって、労働委員会規則第 33 条の趣旨にかんがみ、会社の本件再審査申立てはこれを却下せざるをえないものである。

よって、労働組合法第 25 条第 2 項に基づき、主文のとおり決定する。

平成 21 年 9 月 16 日

中央労働委員会

第三部会長 赤塚 信雄 印